

日蓮宗における檀林法度の制定について

——飯高・小西・三昧堂檀林を中心に——

冠 賢 一

近時、浄土宗・天台宗等における近世仏教々団の学事組織である檀林についての論究が盛んである。檀林の考察は近世教団の確立と展開のみならず、近世教学の究明に欠くことのできないものである。したがって、ここでは飯高檀林における檀林法度の制定について考察し、そしてこの飯高檀林の法度が、のちに創設される諸檀林の基本法度となつていつた過程を小西・三昧堂檀林の法度から究明し、かかる動きが実は身延久遠寺を中心とする近世日蓮宗教団の支配体制の確立を支えるものであつたことを明らかにしたい。

天文法難以後、教団再興の機運に乗じた日蓮宗僧侶の間に、興学の熱意が高まつていつた。なかでも永禄十一年（一五六八）堺妙国寺に台学中心の講を開いた仏心日珽、常珽日諦、山光日詮の講会が、そこに集つた同時代の諸門流の学徒をして、興学研究の機運を醸成し、各地に興学の機運を植えつけるといつた動きを見せ始めていた。事実、この頃から檀林が

各地に創設され、関東では下総飯高檀林、中村、小西、松崎、身延西谷檀林が、関西では山城松ヶ崎檀林、京都求法院、鷹峰、東山、山科檀林が天正年間から寛永年間に相次いで創設され、さらに元禄年間までの百年間に下総玉造、水戸三昧堂、池上南谷、京都鶏冠井檀林が創設され、いわゆる関東八檀林、関西六檀林の成立を見るのである。

ところで、この堺妙国寺の講会に参加し、日珽に学んだ学徒の中に天正十九年（一五九二）京都求法院檀林に招かれ開講した一如日重がいる。日重はその学徳によつて慶長四年（一五九九）関東飯高檀林に招請されるが、それを断つて弟子の心性日遠を赴かせる。日遠は僅か二十八歳で飯高檀林第三代化主として師日重の代りに文句を講じ、さらに慶長元年（一六〇四）には身延西谷檀林に招かれ開講する。こうした日遠の学徳を慕い、かつて教蔵日生の門下であつた智寂日豪（飯高五代）、中正日護（同玄文講）、禅智日感（同六代）、真応日達

（同八代）等の学僧が、こぞつて日遠の門下として集つていった。また、前記檀林中、身延西谷、京都求法院、鷹峰、山科、鶏冠井、池上南谷、水戸三昧堂檀林は、全て日重門流日遠門下生によつて開設開講されたものであつたし、いつぼう飯高檀林へはその後、日遠門下生の円是日耀、寿量日祐、一乘日養、寂遠日通が十二代—十五代化主として入檀している。

こうした一連の動きを示す日蓮教団諸門流の学徒が集つた檀林は、もはや中世的な門流という縦割の枠組はくずれ、新しく学系を形成し、近世的な学系にかわつていつたといえよう。そして、この新しい学系の中心こそ日珰に連なる日重—日遠の学系であり、かくて日重—日遠の学系は檀林教学の主流をなすとともに、この日重—日遠の学系の拠点となつた飯高檀林は、諸檀林の中心として名実共に權威と実力を備えた大檀林として発展していつたのである。

しかし、こうした日重日遠門下の動きは、実は寛永七年（一六三〇）の身池対論において不受派を敗退させ、勝利を収めた日重日遠の身延久遠寺を中心とする受派の檀林支配・教学の支配から教団の支配へ、そして不受派の追打ちという身延方の懸命の努力にほかならなかつたのである。以下、飯高、小西、三昧堂檀林の初期の法度をてがかりに、その具体的な動きをみていきたいと思います。

まず飯高檀林においては、いかなる理念といかなる修学課

程のもとに檀林教育がなされていたかを、初期の檀林法度をてがかりに考察しておきたいと思う。飯塚講肆・飯高談所をその前身とし、慶長元年（一五九六）蓮成日尊によつて飯高檀林として開創された初期の法度は、（史料一）に示した通り、飯高檀林第三代化主として慶長四年（一五九九）から同八年（一六〇三）まで在檀した心性日遠制定の「万代不易法律」十五条および日遠の弟子、第八代化主真応日達が元和四年（一六一八）に制定した「追加」法度六条によつて明らかとなる。これは現在見ることでできる飯高檀林最古の法度であるとともに、日蓮宗檀林中最古の法度でもある。

日遠制定の「万代不易法律」十五条は学徒の打擲、口論、喧嘩、蹴鞠、盤上の遊び等を禁じ、かつ行儀作法を正し、上座の下知のもとに学徒の檀林生活指導の徹底をはかつたもので、そのことごとくが禁止規制であることは、その意図されたものが徳行教育にほかならなかつたといえよう。ついで、元和三年（一六一七）に第八代化主として入檀した日遠の弟子真応日達によつて、翌元和四年（一六一八）二月、「追加」法度六条が制定されるが、この法度で注目すべきは第一条に

（史料一）

（飯高檀林）万代不易法律十五条 飯高学校妙雲法輪寺

法 度

① 小一、打擲 貳年追放之事 但於于堪忍之人者可為沙汰之外

小一、口論 一月文匣之事 堪忍之人同上 付引籠衆者一月止

於寄合

㊦小一、喧嘩口論之時助成之人之事

㊦小一、持筭筥出人者縦雖不及打擲可同打擲之罪事

小一、或揚拳或被于抱護等之人者可同惡口之罪事

㊦小一、蹴鞠之事 過料四十字

㊦小一、盤上之遊之事 過料貳百字

小一、長髮白衣之事 過料八字

小一、市町帶脇差等之事 一月文匣

一、供養一汁一菜之事 付酒貳献

㊦一、大途之祝儀并振舞可同供養事 但正月元三与同十一日可

為初献以小盞三度貳献以中盞貳度也

小一、不可立振舞事 付振舞於婦国之人并送遠路事制之

小一、誓句之事 過料四字

㊦小一、乱履之事 過料八字

㊦小一、無実申懸人者可同本罪事

㊦小一、万端可随上座之下知事 但於及衆義者一往申所存再往可

被任五人之義事

惣計法律十五條

右所定如件 妙雲山法輪寺 日遠(花押)

追加 日達(花押)

㊦小一、不可乱物読之次緒(名目、四教義、集解、観心物、玄義、文句、止観)

日蓮宗における檀林法度の制定について(冠)

一、読物次第者可任能化下知

㊦小一、学業懈怠而好遊覧人者不可在談所

小一、新談義者必在談所可執行

小一、公処説法者必取能化許状可致之

一、着衣之時必縮四綬不可乱威儀

元和第四(年)二月吉日

「不可乱物読之次緒」として、始めて名目部から止観部に至るまでの天台学重視の修学課程を遵守すべき規制が条文にみえることである。

すなわち、従来、日蓮宗諸檀林の修学課程は、早く影山堯雄博士が指摘された如く、天台学重視の修学課程であつたことは今や定説となつてゐる。しかし、かかる具体的な天台学重視の修学課程を檀林における課程として制定したのは誰か。そしてそれはいつ頃から諸檀林の修学課程として制度化されていつたのかについては明らかにされていない。

私は檀林におけるかかる天台学重視の修学課程の制定者は飯高檀林第三代化主の心性日遠であつたと考えてゐる。すなわち、飯高檀林第八代化主日達の「追加」規制「不可乱物読之次緒」の条文から日達以前に制定されていたであろうこと、そして宝暦年間(一七五一―一六三)の飯高檀林第一二九代化主要敬日幹の「小山茗話」に、当時の飯高檀林における名目部から止観部に至る修学課程が、「檀林学問ノ次第ハ遠師(日

日蓮宗における檀林法度の制定について（冠）

遠）ノ御定ニ違背スマシキコト」なく、また「遠師（日遠）ノ御定并運乗達師（日達）ノ御追加ノ次第ヲ規矩トシテ」、なお日幹の時代においても飯高檀林における修学が日遠の定めに従背することなく、日遠の定めた修学課程を規矩として学ばれていたことなどから、名目部から止観部に至る天台学重視の修学課程の制定者は心性日遠であつたと考えるのである。

かくて、日遠の制定したかかる檀林法度、修学課程が基本規制となり、やがて日遠門下生である円是日耀、寿量日祐、一乘日養、寂遠日通が飯高檀林第十二代―十五代化主として入檀していつた飯高檀林はもちろんのこと、日遠開講の身延西谷檀林、さらに日遠門下生が開講した京都山科、関東南谷、水戸三昧堂檀林、また日遠門下生が諸檀林へ化主として送りこまれていく過程のなかで、関東・関西諸檀林の基本規制、修学課程として制度化し、定着していつたと考えるのである。

小西檀林および三昧堂檀林の場合をみてみよう。小西檀林は通王日裕を始祖とし、天正十八年（一五九〇）の開創といわれ、飯高・中村檀林とともに関東三檀林の一つとして繁栄した。しかし、第六代化主守玄日領が不受不施義を主張し、寛永七年（一六三〇）不受不施諸師とともに流罪となり、奥州相馬へ配流となつたことから、寛永八年（一六三二）夏、小西檀林は受派の身延に接収され、その支配下となり不受の学徒は離散し檀林は荒廃していつた。この小西檀林たてなおしのため、第十三代化主として入檀したのが日遠の孫弟子にあたる

要玄日寛である。日寛は日遠門下の恵性日通の弟子で、飯高に学び飯高第十一代の玄講主となつてゐる。そして、小西檀林の化主となつた日寛は承応三年（一六五四）十月、小西檀林法式二十三条並に修学課程である「誦物次第之事」を制定する。この法式は二十三条から成るものであるが、（史料一）の「飯高檀林万代不易法律」十五条の上に小と記したのがその条文で、二十三条中、実に十七条までが飯高檀林日遠の「万代不易法律」、日達の「追加」と全く同文の規制であり、このことから小西檀林の法式は日達・日達の法度を範とし、踏襲していつたことがわかるであろう。また、修学課程の面についても、日寛の定めた「誦物次第之事」は日遠の制定した名目部から止観部にいたる天台学重視の修学課程をそのまま継承し、学徒の教育にあたつたものであつた。

また、飯高檀林開講から約百年、天和三年（一六八三）に開講した水戸三昧堂檀林の法度は、翌々年の貞享二年（一六八五）に初代化主寿遠日遵が制定した「万代不易法律」十八条によつてうかがうことができる。寿遠日遵（一七二二）は日遠門下の寂遠日通の高弟で飯高檀林に学び、飯高玄講主をつとめたのち、京都東山檀林第八代化主にすすみ、天和三年（一六八三）水戸三昧堂檀林が開講されるや招かれて初代化主となつた。系譜的には日遠の孫弟子にあたり、したがつて

貞享二年（一六八五）に制定した「万代不易法律」十八条は、
〔史料一〕の「飯高檀林万代不易法律」十五条の上に㉔と記した条文が示すように、十八条の中、十一条までが日遠・日達の規制を範とし踏襲したものであり、さらに修学課程についても、第二条に「物読之次第事」として日遠の制定した名目部から文句部にいたる天台学重視の修学課程をそのまま継承して学徒の教育にあたつたものであつた。

そして、これら小西・水戸三昧堂檀林の法度は、その後兩檀林の基本法度として遵守されたものであり、かくみれば日遠門下生が檀林化主として、また新たに開設された檀林化主として送り込まれた檀林では小西・三昧堂檀林のように、日遠・日達制定の法度のもとに学徒の指導、天台学重視の修学課程による檀林教育がなされていつたのである。いつぼう、飯高檀林においても日遠・日達の制定した法度のもとに学徒の教育がなされていたことは、日遠制定の天台学重視の修学課程が五十年後の承応三年（一六五四）頃の檀林規制において「右之次第不可乱者也」とされ、さらに百五十年後の宝暦年間においても、依然として「遠師（日遠）ノ御定ニ違背スマシキコト」なく日遠制定の修学課程の下に檀林教育がなされていたことから明らかとなる。また、享保二年（一七一七）に入檀した八十四代化主日永の代には、日遠の「万代不易法律」十五条、日達の「追加」六条を毎夏講堂において全学徒

に読ませてその徹底がはかられ、それは明治五年（一八七二）に至るも行なわれていたことからも明らかとなるう。

しかも、このように日遠門下生によつて制度化された諸檀林における名目部から止観部に至る全修学課程の中で学ぶべき指導書として、日遠著述の三大部聞書をはじめとする天台学書が指定され、それは飯高檀林のみならず、既述した制度化された関東・関西の諸檀林で学ばれていつたのである。かくて、日重門流日遠門下生によつて飯高檀林を中心とした諸檀林における修学課程が制度化され、そして統一の教科書、指導書を指定することによつて教権を確立し、見事に檀林の支配下をはかることに成功したのである。これはまた、身延久遠寺を本山とする強力な近世日蓮教団の支配体制の確立とそれを支える一環ともなつていつたといえよう。

〔昭和五十年度、文部省科学研究費総合研究(A)による研究成果の一部〕

- ① 高木豊「近世初頭における日蓮教団の動向」〔『史潮』八〇号〕
- ② ③ 千葉県飯高寺蔵
- ④ 「諸檀林並親師法縁」
- ⑤ 拙稿「日蓮宗出版書における寛文期の意義」〔『日蓮教学の諸問題』〕
- ⑥ 影山堯雄「小西法縁史」九十六頁
- ⑦ ⑧ 千葉県正法寺蔵
- ⑨ 茨城県久昌寺蔵
- ⑩ 影山堯雄「諸檀林並親師法縁」二〇一頁
- ⑪ 影山堯雄「諸檀林並親師法縁」一一頁
- ⑫ 要敬日幹『小山茗話』
- ⑬ ⑭ 千葉県飯高寺蔵
- ⑮ 註⑤に同じ